

平成30年度山梨県がん患者ピア・サポーター活動促進事業委託契約書

山梨県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、平成30年度山梨県ピア・サポーター活動促進事業（以下「事業」という。）の委託に
ついて、次のとおり契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、別紙「平成30年度山梨県がん患者ピア・サポーター活動促進事業仕様書」に
基づく事業の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の委託期間は、契約締結の日から平成31年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金 円（うち取り引きに係る消費税及び地方消費税相当
額金 円）とする。

（支払い方法）

第4条 甲は、この契約を締結した後に様式2により前払金として委託料の70%以内の金額
を、第7条に定める報告書を受領した後に様式4により残額を、それぞれ乙の正当な支払
い請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（支払遅延に対する遅延利息）

第5条 甲が、その責めに帰すべき理由で支払約定期間内に料金の全部又は一部を支払わない
場合は、乙は、甲に対して、支払期限の翌日から支払を完了するまでの日数に応じ未払賃借
料の金額に「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条
に基づいて財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率」を乗じた額を遅延利息と
して請求することができる。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数
を切り捨てるものとする。また、天災その他やむを得ない事由により支払約定期間内に支払
をなし得ない場合は、当該事由の継続する期間は支払約定期間に算入せず、又は遅延利息を
支払う日数に計算しないものとする。

（契約保証金）

第6条 甲は、山梨県財務規則第109条の2第7号の規定により乙が納付すべき契約保証金
を免除する。

(実施計画書の提出)

第7条 乙は、この契約を締結した後に様式1により事業の計画を記載した計画書を甲に提出するものとする。

(報告書の提出)

第8条 乙は、事業が完了したときは、様式3により事業の結果を記載した報告書を甲に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告は、事業完了後速やかに行うものとし、提出する部数は1部とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この契約による事業の実施に当たり個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡又は継承)

第10条 乙は、この契約によって生ずる権利及び義務を甲の承諾を得ないで第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、事業の処理を自ら行うものとし、甲の認める者以外にその処理を再委託することはできない。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号に定めるいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なくしてこの契約に違反したとき。

(2) 事情の変更、その他特別な必要が生じたとき。

(3) 乙が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その運営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

ウ 乙若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
 - 3 乙は、第1項第1号及び第3号の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第14条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第15条 この契約の定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年 月 日

甲 甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 後藤 齋

乙

(様式1)

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 後藤 斎 殿

〇〇〇〇 〇〇〇〇 印

平成30年度山梨県がん患者ピア・サポーター活動促進事業
事業計画書

平成30年 月 日付けで委託契約を行った平成30年度山梨県がん患者ピア・サポーター活動促進事業の事業計画について、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

- 1 事業実施計画書
- 2 その他参考となる資料

(様式2)

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 後藤 斎 殿

〇〇〇〇 〇〇〇〇 印

前 金 払 請 求 書

平成30年 月 日付けで委託契約を行った平成30年度山梨県がん患者ピア・サポーター活動促進事業の委託料について、前金払を次のとおりの請求いたします。

1 請求額 金 円

2 内 訳

委託契約額①	既前金払額②	差引額 ①－②	今回請求額	備考
円	円	円	円	

3 前金払請求の理由

4 支払い方法

- 口座振替 ・振込先銀行：
・預金種別・口座番号：
・口座名義人住所・氏名：

(様式3)

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 後藤 斎 殿

〇〇〇〇 〇〇〇〇 印

委託事業完了報告書

平成30年 月 日付けで契約を締結した委託契約について、別添のとおり事業を完了したので報告します。

- 1 委託事業名 平成30年度山梨県がん患者ピア・サポーター活動促進事業
- 2 委託契約額 円
- 3 添付資料 事業実施報告書

(様式4)

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 後藤 斎 殿

〇〇〇〇 〇〇〇〇 印

請 求 書

平成30年 月 日付けで委託契約を行った平成30年度山梨県がん患者ピア・サポーター事業の委託料について、次のとおりの請求いたします。

1 請求額 金 円

2 内 訳

委託契約額①	支払済額②	差引額 ①-②	今回請求額	備考
円	円	円	円	

3 支払方法

- 口座振替 ・振込先銀行：
・預金種別・口座番号：
・口座名義人住所・氏名：

4 添付書類 収支決算書